

基本目標 4 暮らしを支える環境の確保

重点課題7 防災・安全・バリアフリーのまちづくり

【バリアフリー化の推進】

- ノーマライゼーションの理念や福祉のまちづくりの考え方が浸透する中で、平成6年にバリアフリー法が、平成12年には交通バリアフリー法が制定され、バリアフリー化が推進されてきました。平成18年には、「より一体的・総合的なバリアフリー」施策を推進するため「バリアフリー新法」が施行されました。
- 区は、障害者をはじめ誰もが自立した地域生活を送るために、生活圏、行動圏を広げられるよう、公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化を一層推進する必要があります。

【バリアフリー化の促進】

- ・ 台東区交通バリアフリー基本構想に基づき、関係機関・事業者と協力し、区民施設、駅施設や病院など生活関連施設における移動等の円滑化、道路・信号など生活関連経路の移動の円滑化を図り、バリアフリー化を促進します。

【オストメイト対応トイレの整備】

- ・ オストメイト（人工排泄器を持つ方）対応トイレを、さわやかトイレ整備方針に基づき、立地する環境や個々のトイレの実情を踏まえ、公衆・公園トイレに整備します。また、区内公共施設の新設や改修などの機会を捉えて整備します。

【災害対策の充実】

- 在宅障害者の安全確保のためには、障害者と地域住民とが日常的な関わりを持つことが必要であり、地域における共助を基本とした対応を強める必要があります。
- 障害者も安心して住み続けられる地域とするため、災害時要援護者対策を充実する必要があります。
- 家庭内での緊急事態に対する通報のシステムは、身体障害者の緊急通報システムや火災安全システム、聴覚障害者が携帯電話やファックスにより通報する聴覚障害者用110番・119番通報、緊急ファックスの施策を行っています。
また、平成19年度より非課税世帯に対する火災警報器の助成、防災ラジオの配布を行っています。

【災害対策の充実】

- ・ 障害者のプライバシーに配慮しつつ、障害の特性に応じた災害対策を検討します。
- ・ 社会参加を促進し、障害者自らが地域に関わりを持つための支援を行います。
- ・ 障害者団体や地域との協働による防災訓練の実施など、共助の仕組みづくりを推進します。

【災害時要援護者対策の推進】

- ・ 地域の防災組織や民生委員などとの連携による、支援の仕組みづくりを行います。

災害時には、障害のある方は災害の状況を正確に把握できない場合や、安全な場所への避難が容易でない場合があります。

いざというとき、あなたの手助けが大きな力になります。



手足の不自由な方

本人の希望や、心身の状態を確かめた上でそれに応じた方法をとる。むやみに車いすや歩行器具、体に触らない。杖を使って避難している人がいた場合、本人がゆっくり歩けるように段差や凹凸が少ないところを選んで誘導する。

聴覚障害のある方

本人の希望を聞いてベストな方法でコミュニケーションをとり、どんな方法で会話をするときも、合図をして注意を惹きつけてから行う。事態を正確に把握しているか確認しながら情報を伝えるようにする。



視覚障害のある方

災害の規模や周囲の様子を言葉で知らせる。避難するときは、進行方向だけでなく、足下や頭上の障害物についても伝え、周囲の状況を頭の中でイメージできるようにする。

知的障害のある方

相手の不安をなるべく取り除くようにやさしい態度で、わかりやすい言葉で声をかける。近くに保護者がいるか確認する。恐怖で動けなくなっている場合はおぶいひもや担架を使う。

精神障害のある方

手帳などで連絡先（できれば医療機関など）を探して、適切なケアができる人を確保する。薬の副作用などで脱力して動けない場合は、背負ったり担架を使って避難する。